

令和6年 第2回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 2月27日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年第 1 回美瑛町議会定例会

令和 6 年 2 月 2 7 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （議案第 1 号） 美瑛町観光振興基金条例の制定について
(産業経済常任委員会審査報告)
- 第 5 議案第 1 号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2 号 美瑛町監査委員条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 7 号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 8 号 美瑛町特別会計条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 9 号 令和 5 年度美瑛町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第 1 4 議案第 1 0 号 令和 5 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 5 議案第 1 1 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 6 議案第 1 2 号 令和 5 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 7 議案第 1 3 号 令和 5 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 8 議案第 2 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 1 9 議案第 2 5 号 美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		高 木 比斗志 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
農 林 課		平 間 克 哉 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課財政係長		柴 田 崇 史 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君

○書記

事務局長 今野 聖貴 君
次長 竹本 匡志 君

午前9時30分 開会

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和6年第2回美瑛町議会定例会の招集に当たり、ご挨拶を申し上げます。このところ、立春とは名ばかりの寒い日が続きますが、着実に春の訪れを感じるこの頃でございます。本格的な融雪月がこれから始まりますが、この先の天候水も順調であるということをお願いところでもあります。本日の定例会、条例改正、補正予算、新年度予算など25の案件でございます。議案審議を予定しておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。いずれにしても、町民の皆さんと密着した重要案件ばかりでありますので、慎重な審議をお願いするところでもございます。毎回のお願いであります。なお発言につきましては、会議規則54条に従い、全て簡明に行うこと。加えて、全て議長の許可を得ると、こうなっておりますので、改めてお願いいたし、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和6年第2回美瑛町議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、議員は13人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さんおはようございます。令和6年第2回美瑛町議会定例会、議員の皆様のご出席で開催を頂きまして、心より御礼を申し上げます。また日頃より、大所高所より行政に対しましてご指導賜っておりますことにも、改めて御礼を申し上げる次第でございます。今年度も早くもこの2月から3月にかけての定例会の時期となりました。議案に全て、軽重、軽い重いはございませんけれども今定例会におきましては、令和6年度の当初予算も、この後、提案をさせていただくこととなっております。この定例会会期も長うございます。長丁場でございますけれども、議員の皆様の間達なる審議、また慎重なる審議を賜りまして冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、本定例会に提案を申し上げます議案の要旨につきましてご説明をさせていただきます。議案第1号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。議案第2号、美瑛町監査委員条例等の一部改正について。議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正について。議案第5号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第7号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての5件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方自治法等の関係法令の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正については、研修等を目的とした職員の派遣に当たり地域手当の支給地域を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、美瑛町水道事業計画の変更等に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号、美瑛町特別会計条例の一部改正については、令和6年度から美瑛町農業研修施設事業を一般会計に移行させることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第9号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）については、地域間幹線バス路線に対する運行継続支援、国の補助金を受けて実施する各小中学校空調設備設置事業の実施、町立病院事業費の確定見込みによる補助金の追加及び各種事業費の確定見込みによる減額や財源調整などであります。

議案第10号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）についてから、議案第13号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）について、までの4件につきましては、企業会計に係る収益的収入支出、資本的収入支出それぞれの決算見込みによる予算額整理の補正であります。

議案第14号、令和6年度美瑛町一般会計予算についてから議案第20号、令和6年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの7議案につきましては、令和6年度の各会計予算案であ

ります。

議案第21号から議案第23号の指定管理者の指定については、美瑛町老人保健施設ほの香他2施設について指定管理者を指定したいので議会の議決をお願いするものです。

議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、既に承認を受けております、美沢白金地区の辺地計画につきまして、観光センター管理運営事業の辺地債の活用を見込み、計画変更の議決をお願いするものです。

議案第25号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、今後の過疎債の活用を見込み、必要な事項を過疎計画に追加する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第26号町道路線の廃止につきましては、町道横牛辺別川線につきまして、農業基盤整備事業を実施する上で、当該町道を廃止する必要があることから、議会の議決をお願いするものです。

以上、議案26件についてご提案しますので、慎重なるご審議を頂き、お認め頂きますよう、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、4番興梶勝也議員と8番坂田昌則議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから諸般の報告を行います。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上であります。

○議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

保田委員長。

(議会運営委員会委員長 保田 仁議員 登壇)

○議会運営委員長(保田 仁議員) おはようございます。朗読をもって報告をいたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上報告いたします。よろしくお願いをいたします。

○議長(野村祐司議員) これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長(野村祐司議員) 日程第3、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日3月15日までの18日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの18日間に決定をいたしました。

本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長(野村祐司議員) 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、行政報告につきましてご報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じます。ご高覧のほどお願いをいたします。6点につきましてご報告をいたします。

まず1点目、位階の受位についてでございます。受位者におかれましては、藤岡壽一様、元町議会町議、元美瑛町議会議長でございます。議会名は従六位でございます。発令日、伝達式の日程につきましては、記載のとおりでございます。藤岡様におかれましては、平成25年に美瑛町特別功労者認証、平成27年には旭日双光章を受章されるなど、地方自治の振興に多大なご貢献を残されていらっしゃいます。このたびの位階の受位につきまして、故藤岡様、またご家族の皆様にお祝いを申し上げる次第でございます。

2点目、叙勲の受賞についてでございます。受賞者におかれましては、故三田村徹夫様、元

美瑛町議会議員さんでございます。受賞名は旭日単光章、地方自治功労でございます。発令日伝達式につきましては、記載のとおりでございます。三田村様におかれましては、美瑛町役場に勤務され、40年の長きにわたり本町の自治振興に寄与されました。また平成11年5月に、美瑛町議会議員に初当選されて以来、3期12年間にわたり、美瑛町議会議員としてご活躍され、豊富な経験と卓越した識見をもって町政の発展に尽力をされました。この度の受賞につきまして故三田村様、またご家族の皆様にお祝いを申し上げます。

3点目、北海道産業貢献賞の受賞についてでございます。受賞者におかれましては、谷口幹男様、住所字新星第1で、功績内容につきましては農業団体等功労、土地改良事業功労者でございます。受賞式につきましては記載のとおりでございます。谷口様におかれましては、昭和57年に美瑛土地改良区理事に就任後、昭和61年に監事、平成6年に総括監事に就任され、40年の長きにわたり役員を務められました。その間卓越した洞察力と行動力を発揮され、土地改良区の財政の健全化及び運営の円滑化に多大なご貢献を頂いたところでございます。谷口様、受賞誠におめでとうございます。

4点目はびえい雪まつり広場の開催についてでございます。本年も1月27日から2月25日までの期間、ホテルラヴニール前のエントランス広場等を会場にいたしまして、期間中約1,900人の来場者でにぎわいを見せたところでございます。開催に当たりまして実行委員会の皆様にご心より感謝を申し上げます。

5点目、寛仁親王記念第47回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンについてでございますけれども、今年も彬子女王殿下のお成りを賜りまして、2月17日に開会式、2月18日に本競技を開催をさせていただいたところでございます。本競技につきましては参加者409名が参加されまして、当日大変恵まれた天候の中で、多くの方に楽しんで頂いたところでございます。関係頂きました全ての皆様に感謝を申し上げます。

6点目、十勝岳噴火総合防災訓練についてでございますが、2月14日、2月15日に、今年も十勝岳火山防災協議会の構成機関による合同訓練、14機関235人の参加により実施をいたしましたところでございます。実践を想定した訓練となりまして、緊張感を持った訓練が実施できたと思っております。関係頂きました全ての機関にご心より御礼を申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 （議案第1号） 美瑛町観光振興基本条例の制定について

○議長（野村祐司議員） 日程第4、(議案第1号)、美瑛町観光振興基本条例の制定についての件を議題といたします。本件について、山本賢一産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

12番、山本委員長。

(産業経済常任委員会委員長 山本 賢一議員 登壇)

○委員長(山本賢一議員) おはようございます。朗読をもって報告いたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上でございます。

○議長(野村祐司議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第1号、美瑛町観光振興基本条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、可決しました。委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第5、議案第1号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は1頁及び2頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁及び2頁になります。

今回の美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法等

の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の1頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、1点目として、定義に特定個人番号利用事務と、利用特定個人情報を加えるもの。2点目として、番号利用法の別表第2を引用している条文を整備するものです。

3の施行期日ですが、一部改正法の施行の日からと、施行の日から施行となります。2頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の1頁の附則からになります。附則、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号の施行の日から施行する。以上で議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) おはようございます。6番青田でございます。今回の一部改正法についてなんですけれども、公布の日から1年と半年以内に、施行になるということですが、今回の本町の改正条例お見込みとして、いつぐらいに施行になるのかということをもまず1点。

それと、デジタル社会の基盤となるのが、いわゆるマイナンバーであるということと、それを支えるのが、マイナンバーカード。そのようなことで、本町においても、マイナンバーカードの利用を促して、あくまでも任意ということでもありますけれども、町民の方に理解を求め、これまで交付をしていた。それで私が調べたところによると、マイナンバーカード昨年12月がですね71.2%程度ということで、1月になると、若干落ちてきてですね、頭打ちになってきていると。町民の中で、マイナンバーカードを持ってない方たちというのがやっぱ29%ぐらいいらっしゃる。それをおいて、今回の条例改正という風になりますとね、やはりこう、マイナンバーカードの利用について様々な見解を持ってる町民の方がいらっしゃるということは、きちんと把握した上で、改めて、マイナンバーの個人番号の利用についての周知を行う。また、マイナンバーカードの交付に向けてですね、それをしっかりと周知していくと。その辺りについて、町の役割が必要になってくるんじゃないかと。やはりこの条例を生きたものにするためには、それを受入れてくれる町民がいて、しっかりとこの条例が機能していくという風に理

解しておりますが、その辺りについて町の見解を伺いたいと思います。2点お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 2点ご質問頂きました。まず施行日の関係ですが、附則に規定しているとおりですね、国の法律の施行がですねなされたという段階でこちらの条例の施行という形になりますが、見通しとしてはですね、ここ1、2か月のうちに、国の法律がですね施行されるという見通しを持っております。

それから、マイナンバーカードの普及の関係ですけれども、今、議員ご指摘等頂いたとおりの町内の普及率となっております。それで今回ですね法律改正、それからそれに伴う今回の条例改正につきましては、国全体としてこのマイナンバーカードを普及させるという、そういった意味合いを持った法律の改正となっておりますので、それに伴って法律の改正に基づいて、今回当町ですね、条例も改正したというところでございます。まだまだ町民の方の中にもマイナンバーカード交付を受けてないという方もいるというのは事実でございますので、今回この条例改正も踏まえまして、踏まえまして、国のほう全体としてもですねこのマイナンバーカードを普及させていくということとなっておりますので、具体的にですね利用するいろんなツールがですね、広まっていくというところがまず一つですね普及に当たってのポイントになるという部分もございますので、国のこういった取組もですね合わせながら、本町もですね復旧は進めていき、町民の皆様のサービスの向上につながるようにですね進めていきたいという風に思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。九州の春日市というところですね、同じように全国の議会でですねこの条例改正について審議がされておりますが、九州の春日市というところですね反対討論賛成討論とそういうのはあるぐらいですねやはりこういろいろ、何ていうんすかね。考え方によっては、私は断固としてマイナンバーカードをつくらない。マイナンバーの利用なんかもってのほかだと。そういうような方がやっぱりいらっしやると。私はマイナンバー使って確定申告とかいろいろやっぱりあるんですけども、ただやっぱりその考え方としてはですねやっぱりそうやって、マイナンバーカードをつくらないマイナンバーの利用なんかもってのほかだと。ただ逆に今回国の改正法でも、今回の条例でもですね条例改正でも、やはりマイナンバーの利用範囲の拡大ということがやっぱりこううたわれていると、あとあるいは口座に対してもしっかりとですね公金の受取口座の登録ということでひもづけを進めると。そんなことでそれに対してですね、抵抗感を持っての方ってやっぱり一定程度、町民の方もいらっしやるんで、それで、71.2%だとかそういうような、保有率ですね、実際亡くなったり

したらその率は下がってくるんですけども、昨年12月がやっぱりこう頭打ちになって、29%の方が何らかの理由でもっていない。やっぱりこれに対してですねやっぱりこうそういう現実を受け止めてしっかりと町として理解をした上で、町民に周知していく。あわせて、理解を求めていく、その姿勢が必要かと思っておりますけれども、この条例を可決するだけでですね、果たしていいのかどうかという、可決した上でですねやっぱりこう理解を求めていくという姿勢をですねしっかりとやっていただきたいと考えておりますが、できれば町長の見解を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 条例もことさることながらマイナンバー制度の普及推進ということだと思っております。もちろん、マイナンバー制度の利点メリットにつきましてこれまでも同様に、行政としては、それをお知らせし、取得に向けた動きが広がりを努めていくというのは、これまで同様でございます。一方で、議員もご指摘頂きました、個人のお考えによって自分はこの交付を受けないという判断をされている方もいらっしゃいます。これは、個人の方々の自由意思でございますので、そこを強制的に何かしていくということは、当然できないわけございましてそれぞれの町民の皆様の考え方を尊重する中で、その中で、マイナンバーカードを取得したいという方には、利便性を向上させることで、いつでも速やかに取得できる体制を整えていくということが今地方自治体に求められる責務であると考えているところでございます。繰り返しになりますが、あくまで個人の町民の皆様の考え方を尊重しつつ、取得を求められる方々には、適時適当な方法で普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(野村祐司議員) ほかにありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第1号の件を採決いたします。議案第1号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（野村祐司議員） 日程第6、議案第2号、美瑛町監査委員条例等の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は3頁及び4頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の3頁から8頁になります。

今回の美瑛町監査委員条例等の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

別冊資料の3頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の改正による条項ずれに伴い、第1条で美瑛町監査委員条例、第2条で美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例、第3条で美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例、第4条で、美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例第5条で、美瑛町立病院事業の設置に関する条例、の5つの条例の条文を整備するものです。

3の施行期日ですが、令和6年4月1日から施行となります。

4頁から8頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の4頁の附則からになります。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で議案第2号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第2号の件を採決いたします。議案第2号、美瑛町監査委員条例の条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第7、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は5頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の9頁及び10頁になります。

今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、研修等目的とした職員の派遣に当たり、地域手当の支給地域を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読しその後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の9頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、別表第5の支給地域に北海道札幌市を加え、支給割合を国家公務員等の一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、100分の3とするものです。

3の施行期日ですが、令和6年4月1日から施行となります。10頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり議案に戻ります。

議案集の5頁の附則からになります。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で議案第3号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第8、議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) 議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては6頁になります。条例の一部改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の11頁から13頁までになります。

今回の美瑛町手数料徴収条例の一部改正は、戸籍法の一部を改正する法律、令和元年法律第17号の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後資料に基づき、改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の11頁になります。1の改正の要旨につきましては冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、戸籍法の改正に伴い、手数料を徴収する事務の追加及び文言の整理を行うものです。

3の施行期日ですが、令和6年3月1日から施行となります。12頁から13頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料の説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の6頁の附則からになります。附則この条例は令和6年3月1日から施行する。以上で議案4号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第5号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) おはようございます。議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては7頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては、別冊資料の14頁、15頁となります。

今回の条例改正につきましては、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に対する基準である、平成26年、内閣府令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき資料に基づき、その後、資料に基づき、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは別冊資料の14頁の条例の改正の要旨、改正の要旨より説明させていただきます。

1の改正の要旨は先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の改正の概要でございますが、基準府令が条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じ、改正内容に準じて条文を整備する。

施行期日は、公布の日からとします。新旧対照表の説明につきましては、15頁になりますのでご参照お願いいたします。

議案集に戻りまして、議案書に戻りまして7頁に戻ります。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第5号の件を採決いたします。議案第5号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第6号 美瑛町水道事業の設置に関する条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第10、議案第6号、美瑛町水道事業の設置に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は8頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の16頁から19頁までになります。

今回の改正は、美瑛町水道事業計画の変更及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明をいたします。別冊資料の16頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりです。

2の改正の概要ですが、給水区域の拡張に伴い、各地区に給水区域及び文言を追加すること及び地方自治法の改正による条項ずれに伴い、条文を整理するものです。

3の施行期日ですが、令和6年4月1日となります。資料17頁から19頁の新旧対照表の

ご説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案に戻ります。

議案集 8 頁の附則からになります。附則、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。以上で議案第 6 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6 番、青田議員。

○6 番（青田知史議員） 6 番、青田でございます。なかなかちょっと馴染みのない議案なものですからちょっと基本的なことを伺いたいですけれども、美沢美生の給水について、従来、本町のほうでは給水の対象となっておらず、まず今回の白金がまた平和のほうで一部対象となったという風なことで、要は給水の拡大にはなってるんですけど、これもともと従来どおりはいかないというか何かそういうようなものなのか、それともなぜか、本町のほうで今美沢美生のほう一部を対象に繰入れなきゃならないその辺りのところをどのように考えたらいいのかなとですね。そうですね。説明を伺いたいです。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 給水区域の関係なんですけれども、もともと、条例上は給水区域の中には入っていたんですけれども、今回の本町と平和ときちんとした形で組み替えるということでの整理ということでご理解頂きたいと思います。

○議長（野村祐司議員） ほかにありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 10、議案第 6 号の件を採決します。議案第 6 号、美瑛町水道事業の設置に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。したがって、議案第 6 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 7 号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第 11、議案第 7 号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正につい

ての件を議題と致します本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は9頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の20頁から21頁までになります。

今回の改正は、水道法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明をいたします。別冊資料の20頁になります。1の改正要旨ですが、冒頭の提案理由でご説明したとおりです。

2の改正概要ですが、所管省の変更に伴い、条文を整理するものです。

3の施行期日ですが、令和6年4月1日となります。

資料21頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集9頁の附則からになります。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で議案第7号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第7号の件を採決いたします。議案第7号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 美瑛町特別会計条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第12、議案第8号、美瑛町特別会計条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間農林課長。

(農林課長 平間 克哉君 登壇)

○農林課長(平間克哉君) おはようございます。議案第8号、美瑛町特別会計条例の一部改正についての提案理由につきましてご説明いたします。議案集につきましては10頁になります。条例の改正要旨につきましては別冊資料の22頁、改正条文の新旧対照表は23頁になります。

平成30年度に、美瑛町農業担い手研修センターの開設に伴い設置した美瑛町農業研修施設事業特別会計について、令和6年度から一般会計に移行させるために、本条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものでございます。

最初に議案を朗読させていただき、そのあと改正内容について説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に一部改正要旨について説明をいたします。別冊資料の22頁になります。1、改正の要旨につきましては冒頭に説明させていただきましたとおりですので説明は省略いたします。

2、改正の概要につきましては、本条例により設置している美瑛町農業研修施設事業特別会計を削除し、美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例、平成30年、美瑛町条例第2号を廃止するものです。

3、施行期日につきましては、令和6年4月1日の施行となります。

新旧対照表の説明は省略させていただきます。資料の説明を終わりましたら議案集第10頁に戻ります。

附則以下を朗読いたします。附則、施行期日、第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。以下、第2項以降の朗読は省略させていただきます。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 5番、保田でございます。このですね美瑛町農業研修施設事業特別会計につきましてはご説明ありましたとおり、平成30年4月からですね、美瑛町農業担い手研修センター美進の運用が開始されまして、みのりと美進合わせたですね、収益が相当金額に及ぶと。数百万円程度にはなるのかなという想定の下ですね、その収益をですね、そういった研修センターですとか研修生のためにですね、区別して使うというような趣旨もあってですね区別されたものと、そういう風に考えておりますけれども、今回この特別会計を廃止する、基金も廃止するというところは、それに至った理由とですね、それから今後そういった収益が発生

すると思いますけれども、その収益をどのように区別してですね、農業研修生、センターのための研修生のために使用していくのか、そこら辺の2点についてお聞きをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 平間農林課長。

○農林課長(平間克哉君) 今回ですねこの特別会計をですね廃止するということに至りましたのは、さっき先ほど申しました、美進の運用が始まりましたときにですね、ある程度収入があるということで区別をしながらですね特別会計の中で運用を図っていくという考え方でスタートいたしましたけれども、その時からですね指定管理者制度も利用しております現在もですねこの2施設につきましては指定管理の中で行っておりますけれども、その収入をですね今後ですね全て一旦ですね、指定管理のほうで収入をさせることによりまして指定管理者の中でですね、施設管理、そして担い手対策の中でですね運用していくという形になりますので、収入を全てですね指定管理者が受けるということになりますと、会計の中でですね整理をしていたということが、今回のですね特別会計の廃止の理由になっております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 5番、保田です。指定管理の中で収入として受けるということだと思っておりますけれども、そうすると結局収支で町からの持ち出し分を下げるみたいな、そういうことになるのかなど。研修生が頑張っているいろいろハウストマト栽培してですね、つくってその分の収益については、別にといいますかですね研修生、施設のために特別に使うというそういう形にはならないということになりますか。以上、ちょっとお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 平間農林課長。

○農林課長(平間克哉君) 担い手対策につきましても施設を管理している、今指定管理者がですね担い手対策もですね、中心になって行っておりますので、当然ですね指定管理者の中でですね、担い手に対してのですね運用も図っていくという風に考えております。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町特別会計条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

10時40分まで休憩をいたします。

休憩宣言(午前10時30分)

再開宣言(午前10時40分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第9号 和5年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)について

日程第14 議案第10号 令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第5号)について

日程第15 議案第11号 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第5号)について

日程第16 議案第12号 令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第3号)について

日程第17 議案第13号 令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第4号)について

○議長(野村祐司議員) 日程第13、議案第9号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)についての件、日程第14、議案第10号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第5号)についての件、日程第15、議案第11号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第5号)についての件、日程第16、議案第12号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第3号)についての件、日程第17、議案第13号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第4号)についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案説明の提案理由の説明を求めます。初めに、議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は11頁から58頁までになります。

今回の補正予算の主なものは、地域間幹線バス路線運行支援、戸籍管理に係るシステム改修、小中学校空調設備設置、小学校指導用教科書整備などの費用の追加。町立病院事業会計の決算見込みに伴う補助金の追加。その他各種事業の事業費確定や実績見込みに伴う追加及び減額並びに財源調整などであります。

はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集の25頁になります。歳出、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額517万9,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額2,200万円の減額、説明欄(1)職員給料及び(2)職員共済費は、職員の中途退職及び会計間異動に伴う減額、(3)会計年度任用職員等共済費は、会計年度任用職員及び地域おこし協力隊の増に伴う追加です。

第2目一般管理費、補正額22万6,000円の減額。説明欄1の(1)住民自治活動保険料は、実績見込みによる減額。(2)行政区会館運営費補助事業は、会館整備への補助要望による追加です。説明欄2の(1)一般管理事業は、健診等の実績見込みによる減額です。

第3目広聴広報費、補正額15万円の減額。広報事業の広報紙ページ数等の減及び備品購入の入札減による減額です。

第4目車両管理費、補正額55万2,000円の減額。車両管理事業の車両台数の確定による減額です。

27頁になります。第5目財産管理費、補正額379万6,000円の減額。説明欄1の(1)財産維持管理事業は、実績見込みによる減額。(2)庁舎維持管理事業は、実績見込みによる減額及び次年度の職員配置に備えた事務用机、椅子の購入に伴う備品購入費の追加です。

第6目情報管理費、補正額146万3,000円の追加。総合行政情報システム管理事業のマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修に伴う追加です。

第7目地域振興費、補正額37万円の減額。説明欄1の(1)地域間幹線バス路線運行支援事業は、地域間幹線バス路線の運行継続支援として、助成金の追加。(2)自然環境保全景観審議会事業から(4)地域脱炭素推進事業までの各事業は、実績見込み及び事業費確定による減額です。説明欄2及び3の各事業は、実績見込み及び事業費確定による減額です。

29頁になります。第8目地域おこし協力隊事業費、補正額872万5,000円の減額、説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第9目移住対策費、補正額105万2,000円の追加、説明欄(1)移住対策事業は、職員の中途退職による減額。(2)定住住宅取得助成事業は、助成件数の増による追加です。

第10目交通安全対策費、補正額42万4,000円の減額。自転車ヘルメット着用促進事業の実績見込みによる減額です。

第11目火山砂防情報センター費補正額79万9,000円の減額。火山砂防情報センター管理運営事業の実績見込みによる減額です。

31頁になります。第12目災害対策費、補正額114万8,000円の減額、説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第13目東京事務所費、補正額17万1,000円の減額。東京事務所管理事業の実績見込みによる減額です。

第14目諸費、補正額1,219万7,000円の減額。説明欄1の(1)まちづくり寄附管理事業は、実績見込みによる減額。(2)企業版ふるさと納税推進事業は、実績見込みによる手数料の追加です。説明欄2の(1)過年度歳入過誤納還付金は、子どものための教育保育給付費負担金等の還付予定額分の追加です。

第2項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額47万円の減額。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

33頁になります。第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額1,520万円の追加。戸籍管理事業の戸籍法の一部改正に係るシステム改修に伴う追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額766万3,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定及び実績見込みによる減額です。

第2目高齢者福祉費、補正額368万円の追加。説明欄の各事業のサービス利用者の増に伴う追加です。

35頁になります。第3目障害者福祉費、補正額122万2,000円の減額。説明欄1の(1)人工透析患者交通費助成事業は、助成件数の増に伴う助成金の追加。(2)更生医療給付事業及び(3)障害者福祉管理事業は、実績見込みによる減額。(4)障害児施設措置費は、給付支給の増に伴う、扶助費の追加。(5)地域生活支援事業は、移動支援事業利用の増に伴う委託料の追加及び実績見込みによる負担金及び補助金の減額です。

第7目地域支援事業費、補正額18万6,000円の追加、介護予防日常生活支援総合事業の会計年度任用職員の勤務日数減による報酬手当の減額及び通所型サービス利用者の増に伴う委託料の追加です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額153万4,000円の追加。説明欄(3)の事業を除く各事業の実績見込みによる減額。(3)施設型給付費事業は、認定こども園の利用実績の増に伴う追加です。

37頁になります。第2目保育所費、補正額971万6,000円の減額。どんぐり保育園管理運営事業の実績見込みによる減額です。

第3目へき地保育所費、補正額363万3,000円の減額。へき地保育所管理運営事業の実績見込みによる減額です。

第5目児童館費、補正額24万1,000円の減額。児童館管理運営事業の実績見込みによる減額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額2,680万2,000円の減額。説明欄(1)大雪地区広域連合負担金は、負担金確定による減額。(2)老人保健施

設改修事業は事業費確定による減額です。

第2目保健指導費、補正額65万2,000円の減額。説明欄(1)乳幼児保健指導事業は、ハイヤー運賃改定等に伴う賃借料の追加。(2)妊婦健診事業は、不妊治療助成利用者の増に伴う補助金の追加及び健診受診の実績見込みによる減額。(3)先天性股関節脱臼検診事業から(8)保健指導管理事業までの各事業は、実績見込み及び事業費確定による減額です。

39頁になります。第3目予防費、補正額1,286万1,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

第4目保健センター費、補正額80万1,000円の追加。保健センター管理運営事業の燃料費及び光熱水費の増による追加です。

第5目医療扶助費、補正額400万円の追加。医療費扶助事業の乳幼児等医療給付費の増に伴う追加です。

第6目環境衛生費補正額7,536万2,000円の減額。説明欄(1)合併処理浄化槽設置整備事業は事業費確定による減額。(2)大雪葬斎組合負担金は負担金確定による減額です。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費、補正額62万5,000円の減額。一般廃棄物収集事業の事業費確定による減額です。

第3目し尿処理費、補正額224万2,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

41頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額16万2,000円の減額。農業委員会運営事業の委員数の減による減額です。

第2目農業振興費、補正額690万7,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額及び財源調整です。

第3目畜産業費、補正額5万円の減額。家畜自衛防疫補助事業の実績見込みによる減額です。

第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額95万1,000円の減額。基幹水利施設管理運営事業の実績見込み及び事業費確定による減額及び追加です。

第3項林業費、第1目林業費、補正額27万9,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額、追加及び財源調整です。

第2目町有林管理費、補正額422万8,000円の減額。森林環境保全整備事業の事業費確定による減額です。

43頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額2万6,000円の追加。消費者行政推進事業の会計年度任用職員の報酬額改定による追加です。

第2目商工業振興費、補正額92万8,000円の追加。説明欄(1)商工業指導育成支援事業及び(4)市街地駐車場整備事業は、実績見込み及び事業費確定による減額。(2)電子地域通貨運営事業は、チャージ利用の増による手数料の追加。(3)起業支援事業は申請件数の増

による補助金の追加です。

第3目観光費、補正額269万3,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額、財源調整です。

第4目交流促進施設費、補正額7万4,000円の減額。道の駅運営支援事業の事業費確定による減額です。

第6目交流推進費、補正額はなく、丘のまちフェスティバル事業の財源調整です。

45頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第1目文化振興総務費、補正額23万4,000円の減額。はたちの集い事業の事業費確定による減額です。

第2目生涯学習推進費、補正額30万4,000円の追加。説明欄1の(1)各種大会派遣事業は、ピアノコンクール全国大会出場に伴う補助金の追加です。説明欄2の(1)地域人材育成研修施設管理運営事業は、灯油代の実績見込みによる追加です。

第3目町民センター費、補正額25万4,000円の追加。説明欄1の(1)町民センター管理運営事業は、重油代の実績見込み及び修繕による追加。委託料及び工事請負費の事業費確定による減額です。2の(1)町民センター照明LED化事業は、事業費確定による減額です。

第4目郷土学館費補正額97万8,000円の減額。郷土学館管理運営事業の実績見込みによる減額です。

第7目、保健体育施設費、補正額23万7,000円の減額。説明欄(1)パークゴルフ場管理運営事業は事業費確定による減額。(2)スポーツセンター管理運営事業は、重油代、電気代の実績見込みによる追加及び委託料の事業費確定による減額です。

47頁になります。第8目イベント推進費、補正額9万9,000円の減額、宮様国際スキーマラソン事業の事業費確定による減額です。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額613万6,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額、財源調整です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額15万9,000円の減額。街路樹等景観整備事業の事業費確定による減額です。第2目道路新設改良費補正額923万5,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額1,311万4,000円の減額。橋梁維持修繕事業の事業費確定による減額です。

49頁になります。第4目除雪対策費、補正額84万円の減額。流雪溝維持管理事業の事業費確定による減額です。

第5目交通安全施設費、補正額14万2,000円の減額。街路灯LED化事業の事業費確定による減額です。

第4項都市計画費、第1目公園費、補正額132万5,000円の減額です。説明欄の各事

業の事業費確定による減額です。

第2目街路事業費、補正額43万6,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額72万6,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、補正額635万9,000円の減額。大雪消防組合負担金の事業費整理による減額です。

51頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額461万4,000円の減額。説明欄(3)の事業を除く各事業の実績見込みによる減額。(3)児童生徒健康管理事業は、実績見込みによる追加及び減額です。

第3目学校給食費、補正額235万2,000円の減額。学校給食管理運営事業の実績見込みによる追加及び減額です。

第6目学童保育費、補正額86万円の減額。学童保育管理運営事業の実績見込みによる減額です。

53頁になります。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額5,783万1,000円の追加。説明欄(1)小学校管理運営事業は、実績見込みによる減額及び灯油代の追加。(2)各小学校空調設備設置事業は、各小学校のエアコン設置工事に伴う追加です。

第2目教育振興費、補正額1,590万1,000円の追加。説明欄(1)及び(4)を除く各事業の実績見込み及び事業費確定による減額。(1)小学校支援教育推進事業は、特別支援教育就学奨励費の対象数の増による追加。(4)小学校指導用教科書整備事業は、指導用教科書の購入に伴う追加です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額2,036万5,000円の追加。説明欄(1)中学校管理運営事業は、実績見込みによる減額。(2)各中学校空調設備設置事業は、各中学校のエアコン設置工事に伴う追加です。

55頁になります。第2目教育振興費、補正額57万2,000円の減額。備考欄(1)中学校情報教育推進事業及び(2)中学校キャリア教育推進事業は実績見込みによる減額。(3)中学校支援教育推進事業は、特別支援教育就学奨励費の対象数の増による追加。(4)中学校災害共済給付事業は、災害共済給付の増による追加です。

第4項社会教育費、第1目社会教育総務費、補正額19万4,000円の減額。社会教育総務管理事業の実績見込みによる減額です。

第2目公民館費、補正額5万7,000円の追加。公民館事業の会計年度任用職員の報酬額改定による追加です。

第3目図書館費、補正額123万2,000円の減額。図書館管理運営事業の実績見込みによる追加及び減額です。

よる減額です。

第11款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額350万円の減額。起債償還利子の実績見込みによる減額です。57頁になります。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第5項福祉基金費、補正額960万円の追加。財源確保による積立金の追加です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額1億473万7,000円の追加。12月補正以降のまちづくり寄附金4,466件分、1億173万7000円。企業版ふるさと納税寄附金1件、200万円及び匿名希望の方からの寄附金1件100万円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる追加です。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額26万円の追加。公有物件建物災害共済金の額の確定による追加です。

第2目上水道事業負担金、補正額39万7,000円の減額。事業費確定による減額です。

第3目下水道事業補助金、補正額2,000万円の減額。事業費確定による減額です。

第5目病院事業補助金、補正額7,000万円の追加。町立病院事業会計の決算見込みに伴う補助金の追加です。

第6目病院事業負担金、補正額296万8,000円の減額。事業費確定による減額です。

次に事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の17頁になります。歳入、第1款町税、第2項固定資産税、第2目国有資産等所在市町村交付金、補正額1万5,000円の減額。交付金額の確定に伴う減額です。

第3項軽自動車税、第1目環境性能割、補正額92万円の追加、対象車両の増に伴う決算見込みによる追加です。

第2目種別割、補正額47万9,000円の減額。対象車両の減に伴う決算見込みによる減額です。

第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額396万円の追加。売渡し本数の増に伴う決算見込みによる追加です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額40万3,000円の追加。普通交付税の確定による追加です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額31万6,000円の減額。基幹水利施設管理負担金、白金地区負担金の決算見込みによる減額です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料、補正額152万円の追加。2地域居住体験住宅使用料の実績見込みによる追加です。

第5目土木使用料、補正額350万円の減額。町営住宅使用料現年分の実績見込みによる減額です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額137万3,000円の追加。説明欄の各負担金の実績見込みに伴う増減による追加です。

第2目衛生費負担金、補正額822万8,000円の減額。説明欄の各負担金の確定による減額です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1,147万4,000円の追加。説明欄1、社会保障税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記及び戸籍ふりがな対応に係るシステム改修補助金の追加です。2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び3二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、実績見込みによる事業費確定による減額です。

第2目民生費補助金、補正額116万2,000円の減額。説明欄の各事業費の実績見込みに伴う増減による減額です。

19頁になります。第3目衛生費補助金、補正額167万8,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第4目農林水産業費補助金、補正額200万円の減額。事業費確定による減額です。

第5目土木費補助金、補正額59万1,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定に伴う増減による減額です。

第6目教育費補助金、補正額2,671万2,000円の追加。小中学校空調設備設置事業に係る交付金の追加です。

第7目商工費補助金、補正額99万2,000円の追加。事業費確定による追加です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額60万5,000円の減額。委託金額の確定による減額です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額82万6,000円の追加。説明欄の各負担金の実績見込みに伴う増減による追加です。

第2目衛生費負担金、補正額257万3,000円の減額。説明欄の各負担金の確定による減額です。

第3目土木費負担金、補正額320万2,000円の減額。事業費確定による減額です。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額20万2,000円の追加、説明欄の各事業費の実績見込みに伴う増減による追加です。

第3目衛生費負担金、補正額50万円の追加、実績見込みによる追加です。

21頁になります。第4目農林水産業費補助金、補正額313万8,000円の追加。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定に伴う増減による追加です。

第5目商工費補助金、補正額64万6,000円の減額。事業費確定による減額です。

第7目土木費補助金、補正額28万7,000円の追加。補助対象の省エネルギー化事業の

実施による追加です。

第16款財産収入、第2項財産売払い収入、第1目不動産売払い収入、補正額33万5,000円の追加。売払実績確定による追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額1億1,086万3,000円の追加。匿名希望の方からの寄附金1件100万円、まちづくり寄附金4,411件分、1億173万7,000円。企業版ふるさと納税寄附金4件、629万円。ガバメントクラウドファンディング寄附金55件、183万6,000円の追加です。なお、2月1日現在までで、本年度のまちづくり寄附は1万4,162件、2億7,410万円となっております。また企業版ふるさと納税寄附は33件、1,639万円となっております。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額2,214万円の減額。事業費確定に伴う財源調整による各基金繰入金の減額です。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額30万6,000円の追加。共済金の給付決定及びその他財源調整による追加です。

第21款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額120万円の減額。実績見込みによる減額です。

第3目衛生債、補正額1億810万円の減額。財源振替及び実績見込みによる減額です。

第4目農林水産業債、補正額20万円の減額。事業費確定による減額です。

23頁になります。第5目商工債補正額、1,450万円の減額。説明欄の各事業の財源振替及び事業費確定による減額です。

第6目土木債、補正額1,920万円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第7目教育債、補正額5,320万円の追加。小中学校空調設備設置事業に伴う起債の追加です。

第8目病院事業債、補正額100万円の減額。事業費確定による減額です。

第9目臨時財政対策債、補正額677万6,000円の減額。額の確定による減額です。

次に、議案集の14頁になります。第2表繰越明許費補正です。令和6年度に繰越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。追加、第2款総務費、第1項総務管理費、総合行政情報システムR e a m s . N E T管理事業、146万3,000円。

第3項戸籍住民登録費、戸籍管理事業1,520万円。

第10款教育費、第2項小学校費、各小学校空調設備設置事業5,790万円。

第3項中学校費、各中学校空調設備設置事業2,210万円。合計9,666万3,000円。

次に議案集の15頁及び16頁になります。第3表地方債補正です。変更前の地方債の総額11億450万円から9,777万6,000円を減額し、追加及び変更後の地方債の総額を

10億672万4,000円とするものです。

追加に当たっては、起債の目的限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。なお、個別の事業名は省略いたします。変更にあたっては、起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略をいたします。

第3表地方債補正追加、起債の目的、補正予算債、限度額5,320万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率3.0%以内。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行、その他の場合にはその債権者と協定する者による。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または、繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。

変更、緊急防災減災事業、変更前限度額3,440万円、変更後限度額0円。辺地対策事業、変更前限度額2億930万円、変更後限度額2億390万円。過疎対策事業、変更前限度額7億6,950万円、変更後限度額6億6,510万円。臨時財政対策債、変更前限度額3,270万円、変更後限度額2,592万4,000円。合計、変更前限度額11億450万円。変更後限度額9億5,352万4,000円。

なお起債の方法利率償還の方法については変更ありません。12頁及び13頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は59頁から63頁になります。

今回の補正の主な内容は、第2条で定めている業務の予定量の減。収益的支出では、営業費用で執行見込みによる増減及び額の確定に伴う増減。営業外費用で執行見込みに伴う消費税及び地方消費税の追加です。収益的収入については、額の確定に伴う一般会計負担金の減額及び一般会計補助金の追加、長期前受金戻入の追加です。資本的支出では、建設改良費の執行見込みに伴う工事請負費の減額と、資本的収入の企業債、他会計負担金、道負担金の減額です。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は59頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は62頁になります。支出、第1款水道事業費用、

第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額136万5,000円の減額です。執行見込みに伴う燃料費、通信運搬費、委託料の減額、光熱水費、薬品費の追加及び額の確定に伴う保険料の減額です。

第2目配水及び給水費、補正額447万円の減額です。執行見込みに伴う備用品費、浄水器取り替え等の修繕費及び材料費の減額です。

第3目総係費、補正額45万8,000円の減額です。執行見込みに伴う報酬、旅費、委託料の減額です。

第4目減価償却費、補正額122万7,000円の追加です。減価償却費の確定に伴う追加です。

第5目資産減耗費、補正額103万円の追加です。固定資産処分等に伴う固定資産除却費の追加です。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額48万円の追加です。執行見込みに伴う消費税の追加です。

次に収入についてご説明いたします。議案集は61頁になります。収入、第1款、水道事業収益、第2項営業外収益、第1目他会計負担金、補正額25万2000円の減額です。額の確定に伴う一般会計負担金の減額です。

第3目他会計補助金、補正額26万円の追加です。額の確定に伴う一般会計補助金の追加です。

第4目長期前受金戻入、補正額170万5000円の追加です。資産整理に伴う追加です。

次に、資本的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は63頁になります。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額2,114万5,000円の減額です。工事費の執行見込みに伴う工事請負費の減額です。

次に収入についてご説明いたします。収入第1款資本的収入、第1項企業債、補正額340万円の減額です。対象経費の額の確定に伴う減額です。

第3項負担金、第1目他会計負担金、補正額14万5,000円の減額です。対象経費の額の確定に伴う減額です。

第2目工事負担金、補正額150万円の減額です。工事内容変更に伴う道負担金の減額です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,627万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,627万2,000円で補填するものとする。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長はそのままお願ひします。

次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。
議案集は64頁から68頁になります。

今回の補正の主な内容は、収益的支出では、営業費用で執行見込みに伴う光熱水費、委託料の減額、額の確定に伴う有形固定資産減価償却費の追加。固定資産処分等に伴う固定資産除却費の追加です。収益的収入では、営業外収益で執行見込みに伴う一般会計補助金の減額及び固定資産処分等に伴う長期前受金戻入の追加です。また、資本的収入及び支出では、執行見込みによるマンホールポンプ場の工事請負費の減額に伴い、企業債及び国庫補助金も減額となるものです。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は64頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は67頁になります。支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費、補正額298万円の減額です。執行見込みに伴う委託料の減額です。

第3目コンポストヤード費、補正額54万4,000円の減額です。執行見込みに伴う光熱水費及び委託料の減額です。

第5目減価償却費、補正額398万7,000円の追加です。額の確定に伴う減価償却費の追加です。

第6目資産減耗費、補正額133万5,000円の追加です。固定資産除却費の確定に伴う追加です。

次に、収入についてご説明いたします。議案集は66頁になります。収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金、補正額2,000万円の減額です。執行見込みに伴う一般会計補助金の減額です。

第3目長期前受金戻入、補正額2,222万8,000円の追加です。資産整理に伴う長期前受金戻入の追加です。

次に資本的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は68頁になります。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目処理場建設改良費、補正額669万9,000円の減額です。マンホールポンプ場改修工事執行見込みによる減額です。

次に、収入についてご説明いたします。議案集は68頁になります。収入、第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債、補正額220万円の減額です。額の確定に伴う減額です。

第3項国庫補助金、第1目国庫補助金、補正額318万円の減額です。事業費の確定に伴う

減額です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,056万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額123万3,000円、引継金582万円及び当年度分損益勘定留保資金1億350万8,000円で補填するものとする。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は69頁から70頁になります。

今回の補正は収益的支出では、執行見込みに伴う委託料の減額及び額の確定に伴う減価償却費の追加。収益的収入では、収入見込みに伴う電気料の追加です。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は69頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は70頁になります。支出、第1款電気事業費用、第1項営業費用、第1目水力発電費、補正額10万2,000円の減額です。執行見込みに伴う委託料の減額及び額の確定に伴う減価償却費の追加です。

次に収入についてご説明いたします。議案集は70頁になります。収入、第1款電気事業収益、第1項営業収益、第1目電力料、補正額28万6,000円の追加です。収入見込みに伴う電気料の追加です。以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育代君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育代君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は71頁から76頁になります。

今回の補正につきましては、入院患者予定数が既決予定量を下回る見込みとなったため、業務の予定量を減員するものです。収益的収入においては、入院患者数の予定量減員による医業収益の減額。経営安定化のための医業外収益の追加。収益的支出においては、給与費及び減価償却費の減額。材料費などの追加。また、資本的収入及び資本的支出においては、入札執行にかかる実績確定に伴う不用額の減額補正をお願いするものです。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、収益的収入及び支出からご説明いたします。初めに収益的支出からご説明いたします。議案集は75頁になります。第1款病院事業費用、第1項医療費用、第1目給与費、補正額2,500万円の減額。職員給与につきましては、育児休業取得及び会計間異動に伴う減額。職員手当につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことによる、防疫手当廃止に伴う減額。報酬につきましては、派遣医師増加に伴う追加。法定福利費につきましては、退職手当組合負担率等の確定に伴う減額です。

第2目材料費、補正額1,200万円の追加。薬品費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症に係る薬品購入数の増加に伴う追加です。

第5目減価償却費、補正額239万3,000円の減額。建物付属設備減価償却費につきましては資産変動の確定に伴う減額。機械及び装置減価償却費につきましては資産変動の確定に伴う増額です。

第6目資産減耗費、補正額4,863万6,000円の追加。固定資産除却費は、当年度に除却した資産の残存価格分の費用計上に伴う追加です。

第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額5万7,000円の追加。企業債利息につきましては、企業債償還期間の変更に伴う追加です。

第3目雑損失、補正額14万3,000円の追加。その他雑損失につきましては、過年度労災診療返納請求に伴う追加です。

第3項特別損失、第1目固定資産売却損、補正額87万1,000円の追加。固定資産売却損につきましては、医療機器売却に係る資産の残存価格と売却価格の差額の費用計上に伴う追加です。

次に、収益的収入についてご説明いたします。議案集は74頁になります。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額3,192万5,000円の減額。患者数が予定量を下回って推移しており、減額するものです。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金、補正額7,000万円の追加。医業収益の減少に伴い、経営安定化のため増額するものです。

第4目患者外給食収益、補正額27万5,000円の減額、執行見込みによる減額です。

第5目長期前受金戻入、補正額348万6,000円の減額。資産変動の確定に伴う減額です。

次に資本的収入及び支出についてご説明いたします。はじめに資本的支出からご説明いたします。議案集は76頁です。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額14万円の減額。入札執行等に係る実績確定に伴う減額です。

第2目工事請負費、補正額196万8,000円の減額。こちらも実績確定に伴う減額です。続いて資本的収入です。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療設備整備負担金、補正額296万8,000円の減額。入札執行等に係る実績確定に伴う減額です。第2項企業債、第1目企業債、補正額100万円の減額。同じく実績確定に伴う減額です。第3項道補助金、第1目道補助金、補正額11万円の減額。同じく実績確定に伴う減額です。第4項固定資産売却費、第1目固定資産売却費、補正額148万円の追加。外科用イメージほか、医療機器売却に伴う追加です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,418万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,418万4,000円で補填するものとする。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで5案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。初めに、5案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで5案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

休憩します。次の再開を13時といたします。

休憩宣言（午前11時42分）

再開宣言（午前13時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、議案第9号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の25頁から34頁まで。はじめに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 2款1項1目、行財政が健全で持続可能な町の職員給与なんですけれども、一般職1,000万あがって減になってるんですけどこれ中途退職ということですけど、1人なのか2人なのか、人数とこの退職の理由というのがもし分かればお願いいたします。

それともう一つ、2款1項8目地域おこし協力隊事業。これの1、観光施設利用促進事業会計年度職員報酬、これも270万及び2の2地域プロモーション事業。これも会計年度任用職員報酬208万これは応募がなかったとか、こなかったからこれが減になっているのか、これ

の状況もお願いします。

そしてもう一つ、2款1項9目移住対策の1、この移住対策事業で30万あがってるけどもこれも中途退職ということですから、何かこれ理由があったのか、この3点についてお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) まず職員の給料の関係です。これにつきましては、年度途中で退職が2名、それから、一般職から特別職へ就任したということでの1名ということで、トータルでは3名ということになります。

それから、地域おこし協力隊の関係ですが、地域おこし協力隊につきましては、年度途中で退職が3名ということで、現時点でなっております。あと、地域おこし協力隊、事業がそれぞれ分かれておりますので、そこについては担当のほうから、ご答弁したいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 地域おこし協力隊の事業費のところの1の(2)観光施設利用促進事業の減額についてなんですけども、この部分につきましては当初はこの令和5年度予算を始める当初はですね、西美の杜美術館をですね、地域おこし協力隊でどう活用していくかということを検討してもらうというような事業を立てたんですが、この予算を編成した後にですね、ほぼ後に昨年、指定管理の議決を頂いておりますけども、西美の森美術館のほうの指定管理事業者が地域のほうから上がってきたことによりまして指定管理事業者のほうで、施設の活用について検討したということでこの地域おこし協力隊については活用していないということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 地域産品プロモーション支援事業の会計年度任用職員の報酬の件でございますが、こちらは4月と5月の2月間、活性化協会のほうでお勤めを頂きまして、その後、一身上の都合により退職されたという、2月間の雇用ということでの減額でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 私のほうから移住対策費の移住対策事業の会計年度任用職員の報酬についてです。こちら1月末をもちまして一身上の都合ということで1名の方早期退職されたということでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) ちょっと中途退職者っていうのが、今聞いてると随分と名前が多く上がってるんですけども、これなんか1年続けられないような、会計年度職員だと1年続けられないような職員でも中途退職、去年もたしか幹部職が結構な人数、何人かやめたような記憶があるんですけども、何かこれ理由とかそういった中途退職が多い、これだけ出てくると、何かこう検証っていうかどういう風になってるのか。そういったものが必要になってくるんじゃないかと思うんですけどもその辺、何かこう検証みたいなものはされてるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) まず職員の部分ですけども、職員についてはですね、あくまでも、一身上の都合ということで、特にその職場環境がどうのとかですね、そういった働きづらといった理由ではなくてですね、あくまでも個人的な一身上の都合という理由で退職をされております。それから会計年度それから地域おこし協力隊の方々につきましても、こちらも、やめる理由等もですね、その都度、お伺いをしているところなんですけども、あくまでも、その方その方ですね、都合ということで、その都合もですね家庭的なものの部分であったりですね、将来に向けたといった、ある意味前向きな選択肢であったりですね、様々であるんですけども、あくまでも、一身上の都合ということで退職されているというところです。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、もう本人はそういうでしょうけれどもやっぱり1度コンプライアンスみたいなものをきちんと整えて確認されたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけど。地域おこし協力隊ですね、この辺の人たちネットワークを持ってて、あそこは働きやすいあそこ働きにくいというネットワークある程度ちょっと持ってる方々もいるんで、美瑛町ちょっと中途退職が多いよって噂が流れちゃったら、また来づらくなる、何かこうネガティブなイメージが持たれてしまうんで、この辺少しもうちょっときちんと1年間働ける人をちゃんとこう雇ってもらえるというかそんなふうな形にされたほうがよろしいんじゃないでしょうか。お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 地域おこし協力隊の部分につきましては、当然当町で任用する段階でいろいろと、お話を伺ってですね面接等も踏まえて将来に向けた、定住それから起業という部分で、当町でですね、お働き頂いてる部分なんですけども、あくまでもその中で次の個人の

方々が、次の目標に向かって進んでいくという部分は、これどうしても避けられない部分でございますので、あくまでも美瑛町としましては、地域おこし協力隊として就いていただいた方々には、将来的にも美瑛町で定住それから起業なり活躍を頂くということで様々ですね、活躍していただいておりますので、あくまでも、繰り返しになりますけれども個人のご判断選択によって、そういった結果になってるということです。当然ですね、いろんな今活躍分野で頂いているわけですが、そういった部分がですね、採用段階できちんとマッチングするようなですね、ことで今後ともですね、取り組んでいきたいという風に思っております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の33頁から38頁まで。第3款民生費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 3款2項2目保育所費、どんぐり保育園管理事業費。これ971万の減額っていうのちょっと大きい数字なもので、内容をちょっとお聞きしたい減額の理由をちょっとお聞きしたいんですけども。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） 保育所費、こちらのほうの971万6,000円という形で大きな減額という形です。こちらのほう指定管理をしていただいております。応援団のほうで実施させていただいております。年間を通してですね、人件費、それと、もろもろのものを含めましてですね、精査させていただいて、実績見込みを査定させていただきまして、修正させていただいております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。今人件費ということで、ということは人が少し減ったっていう形で考え方でよろしいのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） 人員体制的にですね、基本的に休職等々という話よりは、全体を通した勤務体制で代替とかも含めて、日程調整をかけながら人員の精査をさせていただいております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 私が理解が不足なのかもしれませんが、これ減額になったのは、人件費が大きい割合を占めているんですか。それと、人数が人が減ったってということで、形でよろしいんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 正職員の定数等々につきまして減ってるという形では現在はありません。休職等何か当然あるかもしれませんが、定数等を守ってはございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の37頁から40頁まで。第4款衛生費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の41頁及び42頁、第6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 6款1項2目の農業振興費、その中の米生産安定支援対策事業というのが、減額されてるんですが、前年度の実績というか、何件に幾らぐらい支援されたかを教えていただきたいんですが。

○事務局長(今野聖貴君) 令和5年度。

○7番(白石久代議員) はい。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午後1時12分)

再開宣言(午後1時17分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

平間農林課長。

○農林課長(平間克哉君) 申し訳ございません。今年度ですね、交付実績の交付につきましては、98件の農家のほうに総額で交付させていただいてます。面積ごとにですね違いま

すので1人の農家当たり幾らということはなかなか言えませんが総額としてはこの金額で98件ということで説明させていただきます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

8番、坂田議員。

○8番（坂田昌則議員） 今の米の下に、新規就農者育成総合対策事業とあるんですけども、この減額の理由と、もう一つその下の経営継承発展支援事業補助金の内容についてちょっと教えてください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

○農林課長（平間克哉君） まずですね新規就農者育成総合対策事業につきましては、対象がですね今回9件の対象者がございまして、個人、一農業者当たりですね150万を5年間支給するというのと、あとそれが対象農家が夫婦であればですね、1.5倍の225万ということで予算を立てておりましたけれども、そのうち1件ですね、ところがですね前年度所得があるということで、所得要件がございまして所得があればですねその分減額をされていくということで、その分の減額が217万4,000円ということで、この事業の減額となっております。その次ですね経営継承発展支援事業につきましては、対象がですね予算のですね対象というかですね予算見込みとしては、1件100万円の支給ということで、なっておりますのでそれが7件分ということでございましたけれども、実際ですね対象としてのですね支給対象が3件ということで今回ございましたので、それでですねこの減額という形に今回なっております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の43頁から48頁まで。第7款商工費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。7款1項2目商工業振興費1の4市街地駐車場整備事業及び7款1項3目観光費、1の7観光地混雑状況可視化システム導入事業、この二つですね。たしかガバメントクラウドファンディングの目的の対象になってたはずなんですけれども、ファンディングの寄附金のお金がこれ入った上でのこの金額なのかというのをまず一つ。それと、これは余してるんだったら何で寄附金募ったのっていう疑問がちょっと湧くんですけども、この理由について。もう一つ、この市街地駐車場整備事業なんです。確認なんですけれども

も、これ確か9,000万か、全部で大体9,000万ぐらいの市街地整備事業で、しかし土地の購入、解体、整備というところの3段階あったんですけども、この中の、ここに出てる建築土木委託と整備工事のところのどの辺に入っているのかっていうのを少し教えてください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) まずですね市街地駐車場整備事業について、ガバメントクラウドファンディング実施した分につきましては、まず、ここはあくまでも歳出の中の契約金額に対する、実績に基づく減額ということになりますのでガバメントクラウドファンディングやったものについては、歳入のほうで寄附金として受けているということです。それから、続きましてガバメントクラウドファンディング入ってるのにもかかわらず減額するというような話ですけども、あくまでもこの歳出については今言いましたように、予算に対しての契約額に対しましての執行残ということに対する減額ということになります、ガバメントクラウドファンディングについてはですね、あくまでも、町としてはですね広くですね、観光地として訪れる方、それから美瑛町を応援していただけるような方にですね、ぜひうちのオーバーツーリズム対策にご協力を頂きたいということの支援を募ったということで、この入札金額がどうのこうのということではなくてですね、広く美瑛町を応援していただける方から支援を募ったという考え方ですからこの歳出では特に関係ないという風に考えてます。それから、土地のですね、土地の部分につきましては、この市街地駐車場整備事業の中のそれぞれこの中では用地警戒のくい設置の部分が委託料になりますし、整備工事については解体工事整備工事というところの入札になりました。用地取得はまた別のところになりますので、この小事業の中で行ってるということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) ガバメント分かりました。今整備工事については解体工事と整備という風な話があったんですけども、この解体工事の中には、この間の汚染土壌の撤去も解体工事の中に確かこれ、実施設計に入ってるはずなんで、農協さんと美瑛町さんが出した800万と540万ですか、あれの割合にもこれ影響してくるんでしょうかね、たしかその割合も少し余すんだったらそっち少し返していかなきゃいけないような話になってくるんじゃないでしょうか。お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) この駐車場整備を行ったときの汚染土の除去の部分につい

てなんですけども、汚染土の除去につきましてはこの設計変更を行いまして、この中で整備工事の中で支出しております。それで当然町の負担額と、美瑛町農協との負担額という風に分けてありますけれども、この部分については町の負担額分をこの中で支出しているということで、美瑛町農協が支出するべき部分については直接支払ってるといことです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) 4番、興柵です。直接支払っているというのは、その業者さんに直接支払ってるとい形になっているんでしょうか。それで、こっちのほうには影響してこないという考え方でよろしいんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまの質問ですけどもこれは令和5年の10月の6日の議員協議会の中でも説明させていただいたのでご理解頂いてるとい風に認識をしておりますけども、そのとおりです。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願ひします。7款1項2目商工業振興費、説明欄(3)番の起業支援事業と、7款2項8目イベント推進費、宮様国際スキーマラソン事業の2点について伺ひます。まず、1番目の起業支援事業、これは申請件数の増加ということで非常に大いに、結構なことかなとい風に、アントレプレナーシップあふれる美瑛町の商工業ということですね、非常に期待の持てる動きなかなとい風に私自身受け止めております。それでこちらのほうですね、申請件数増ということなんですけれども、申請の概要についてですね、業種であるとか1件当たりの大体の補助額、それとあと、経営指導等もきつと伴走型とかいろいろ言われてますけれども、どのような形ですねその起業を支援していつてるのか、その辺りについての概要についてまず伺ひたいのと。

それとですね、もう1点の宮様国際スキーマラソン事業については、ちょうど開会式の前に私、宮内庁官房官務課のですね職員の方と旭川のホテルで会う機会がございまして、私だけじゃないですけど何人かで伺ったんですが、そのときに非常にですね、殿下も、美瑛町を楽しみにされていると併せて、職員の方が言うには、今回について職員の方、美瑛町の職員町職員が2名、しっかりと、お手伝い頂いてるんで感謝しているという話もありながら、私一緒に行った方がですね、要は三笠宮彬子女王殿下におかれましては、大学生だとか、子どもに対しての日本文化伝統の交流活動であるとか芸術の交流活動も様々なさっていると。それで、寛仁親王

殿下が美瑛町の宮様国際スキーマラソン、スタートから一生懸命コースの設定含めてやってきたということでかなり思い出もあるし、併せて地域の方との交流をですね、楽しみにしていたのではないかと、いろいろコロナ禍でなかなか難しい状況では、あったのかもしれないけれども、やはり、地域の住民とのですね、交流こういうことをやっぱりこれからも続けていったらどうなのかなあということ。当然、殿下の思いを私は計り知れないものではございますが、同席された方がですねそのようなことを申してましたので、その辺りについて、今回、運営の中でですね、今回減額の予算になっておりますけれども、地域の方とのそういう交歓会、まずなぜそういう開かれなかったのか、その辺りについてですね、まず伺いたいと思います。以上2点お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) まず起業支援事業の内容についてなんですけども、今回、総額でちょっとこの当初予算のですね、始まった当時、商店街活性化事業と旧起業支援事業というのが、当初の予算でありまして6月の補正でですね、起業支援事業をさらに大きくして商店街活性化事業を取り込んでという形でちょっと制度変わったもんですから、それを含めてなんですけども、宿泊事業者として4件、それから残り飲食店ということで5件に、出しております。基本的には商店街活性化事業は当時は300万という事業費だったので、この部分につきましては建物の購入ですとかその備品、改装費、それから起業支援事業としてもこれは民宿なんですけど民宿の取得費として当たっています。その他は、宿泊と飲食業につきましては、建物の購入でありますとか改裝備品整備等の助成ということに使って補助しております。また家賃補助が3件。それから融資保証料の支援というものもありまして、これについても2件いうところでそれぞれ新しい起業支援事業の中では建物の購入改裝備品といったものの助成と、それから家賃助成、それから創業時の融資保証料の支援ということに活用しております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 宮様国際スキーマラソンの事業につきましてですが、今回のこの補正額につきましては、圧雪車2台分の点検整備料の実績の減という形の補正額になっておりますので、直接交歓会などの費用につきましては直接は関係ない部分の予算にはなるんですけども、今ご質問ありました交歓会の部分につきましては、実際にやる、やらないというのは、いろんな関係機関とも協議をさせていただいた部分でちょっと決めさせていただいた部分もあるんですけども、実際にはやっぱりそのイベントの業務に関わる事業量、そこも一つあります。交歓会するということに対してのマンパワーも含めてという部分も、もう一

つあります。それとあともう一つは交歓会につきましては、やはり、参加者数参加される方自体が、前の日にやるっていうことになるとかかなり限定されるという形にもありまして、実際に参加者全員される方に、必ずしも全員に恩恵があるような式では、実際にはないという部分の参加者目線から見たときに、実際どうなんだろうかという部分のことも、協議の案件としてありました。そのようなこともありまして総合的に検討させていただいて、今回、交歓会のほうは実施しないという形の判断に至ったというような経緯でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。まず起業支援のほうなんですけれども、やはり観光中心のといえますか、飲食であるとか宿泊であるとか、今の美瑛町を取り巻くそういう経済環境がそういう風になってるんでちょうどやはりこう起業される方も、そちらのほうをターゲットにしてということで、よく理解できるんですが、やはり今後、偏っていくことの懸念というのも私はあるのかな。ただ、来年度どのような形でですね案が出て展開されていくのか、ちょっとその辺の今見えてこない部分あるんですけれども、やはりこう、飲食、宿泊ということであればですね、起業はそれだけではないはずなんで、それ以外の起業についてもですねやはりこう応援できるような、やはり何ていうんですかね、起こす業、その二つ業種だけではないはずなんで、ですから小売であっても、様々なこういろいろこう考えられる事業あるかと思えますので、その辺りについて、検討が必要なのかなという風に思っておりますが、認識伺います。

また、宮様国際スキーマラソン、関係機関との協議において決めた結果ということで、それは重々受け止めなきゃならない、そういう風に思いますが、やはり大事なのはですね、旭川のある方が言っていたのは、美瑛町の宮様国際スキーマラソンは、宮様という冠がついている以上はですね、プライドを持って、これからもずっと歴史的なもの47回ってそういう重みもあるわけなので、ですからやっぱりそれであればですね、参加者が少なくなったのであれば増やすことを考えなきゃならないでしょうし、またあるいはマンパワーが足りなければですね、やはりこの宮様がお成りになるという、そういう大変大切な事業、イベントでありますのでね、それについてはしっかりと取り組む。そういう気概を持ってですね臨んでいくことが、宮様国際スキーマラソン、宮様という冠を頂いている、そのプライドを持ってやっていく、その必要があるんじゃないかと私は考えておりますが、改めて、どのようにお考えか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまの起業支援事業につきまして、飲食宿泊にどうしても偏りがあるということでもありますけれども、非常に商工会のほうでこの事業を持っていただ

いてるんですけども、非常に飲食店なり宿泊で起業したいという方が非常に多くて、相談もかなり多くてですね。皆さん物件を探してっていうような状況で、なかなか整理が多い状況なんですけども、この起業支援事業自体がですね、商店街活性化事業と起業支援事業からなっております、一応店舗を構えるというのが基本的な事業設計になっておりまして、本通りなり丸山通りなり全町的にですねそういう活性化を図ろうというような形になっておりまして、どうしてもこの事業を起こすというほうの起業というのが、条例でいう、振興条例みたいなの中でですねちょうどその間、かなり条例の中でやると、規模が大きくなってしまってますね、その中間というか本当に小さな個人経営でっていうようななかなか、今店舗がない状態だと補助がないというような状態になっておりますので、その辺なかなかこう相談というのは余りない状況ではありますけれども、今後のですね起業に多くの方が、美瑛町で起業していただけるようにですね、そういう支援制度についても今後検討していきたいという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 宮様スキーマラソンにつきましては、はい、今回47回目を迎えた。本当に伝統ある、先人の皆様が築き上げてきた伝統と権威ある大会という形でございますので、交歓会も含めまして、その大会の在り方大会の実施の方法につきましては、これからも関係機関と協議をして、より良い、いい方向に大会のほうを進めさせていただければなという風には思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。宮様とのつながり、本当にこれはですね、大切にしたい、大切にしていかなければならないという風に私自身考えておるところでございます。それで冬にですね来ていただくお成りになるということも本当に大切なことなんです。宮様のスキーマラソンをお越し頂き、お成り頂くということ大事なんですけれども、やはり夏にもですねぜひこれはですね、ちょっと余談ではありますが、旭川日英協会の私加入というか参加させていただいております、やはり圏域でもですねやはり宮様がお越しになる、上川離宮というのが実は構想として明治時代にございました。札幌、小樽圏の反発によってですねそういう離宮はできなかった、そういう歴史的なものがあるんですけども、やはり宮様にとってもですねこのあたりの上川に対しての思い入れというのは本当にこう非常に高いと。そういう話も私聞いたことがございますので、ですからですね、冬の宮様スキーに限らず、皆様との本当に関係をこれからも大事にしたい、そういう風な思いでございますが、町長の認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今担当課長も申しました47回を数える大会の中で、三笠宮家、また彬子女王殿下とのご縁を頂き、この47年間続けさせていただきました。大変、伝統と議員プライドという、お言葉でございますけども、美瑛町としても大変にありがたい機会を頂戴していると思っておりますそれだけに、まずはこの宮様国際スキーマラソンの事業そのものも、当然これから継続して内容を充実して開催をさせていただく方向で、毎年、毎年、さらなる改善工夫を凝らしてまいりたいと思っております。一方、彬子女王殿下を初めとする宮様とのご関係ですけれども、私もちょっと定かではないんですけれども、聞いたところによりますと彬子女王殿下、夏の美瑛町を訪れたことがないというようなお話も耳にしております。それは大変にもったいないと申しますか私どものほうからも、お声をかけさせていただいたほうがいいのかという風に思った経緯もございます。そして先ほどご指摘頂きました大学生とか、子どもたちとの交流も望まれていらっしゃるということであれば、そういう機会もこの宮様国際スキーマラソンとはまた別になるかもしれませんが、そのような機会を設けさせていただくということは、これは美瑛町、また美瑛町町民とっても大変にありがたい機会を頂けることになるかと思っております。これまでご縁を頂いてましたこの機会をさらに、こちらからもお声をかけさせていただきまして、広がりを持てるそういう取組を、進められないかということ役場としても検討させて、これからも検討してまいりたいと思っております。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の47頁から50頁まで。第8款土木費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 8款2項4目除雪対策費、1流雪溝維持管理事業。これ、あそこの組合関係の人たちが管理委託されてるんで、道路沿いの人たちでやってるんで、減額になったといってもそれは仕方ないんですけども、ちょっと余ってるんだったらあそこ結構もう高齢化が進んで、なかなか固い雪を流雪溝に押し出せないでここの維持管理事業というのが何か事業自体が結構難しくなっているという状況も出てきてますので、少し何かこう高齢者とか空き家対策のところ、流雪溝の前に固まっている雪を入れるようなサポート体制みたいなものっていうのは少しとってもらえないものかどうかちょっと聞いたんですけど。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 今瀧建設水道課長。

○建設水道課長（今瀧 毅君） ただいまの流雪溝の維持管理事業につきましては、減額の補正につきましては、保守管理業務の執行残の分の減額ということで、84万ほど減額しております。あとご質問の内容につきましては、なかなかこの高齢化に伴ってですね、流雪溝を効果的に活用できてないんじゃないのかというような、ご質問なのかなという風に思いますが、これにつきましては流雪溝に限らずですね、全町的に高齢化の部分についてはですね、除雪も含めて課題なのかなという風に考えております。前回の議会にもありましたとおりですね、町が直接その除雪作業を行うといった部分につきましても一つの方法なのかなと思いますけども、今後につきましても、地域を含めてですね、共助というような、その体制を取りながらですね、助け合い、地域で助け合う中で、除雪作業を行えないかといった部分も含めてですね、検討をしていきたいなという風に考えているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵委員。

○4番（興柵勝也議員） 確かに何かサポートするのも難しい部分もあるのかもしれませんが、あそこでやはり観光客が多く通るメインの道路なんで、固まって雪がいつまでも置いてあると、見た目にもよくないんで少しこの辺配慮していただけたらと思うんですけどもお願いしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 今瀧建設水道課長。

○建設水道課長（今瀧 毅君） 流雪溝の除雪業務につきましてはですね、これまで地先の方たちにお願ひしてですね進めてお願ひしてきたといった部分ございますが、ここ1、2年、北海道の排雪業務に合わせてですね、本通り全路線をですね北海道のほうで排雪していただいているといった経過もございます。ですが日常的にきれいにすることになりますと、なかなか役場だけの体制ではですね難しい部分もございますので、その辺につきましては先ほどお答えしたような取組も含めてですね、日常的に本通りがきれいな町の道にできるような冬の期間もですね、維持できるような環境の整備、検討してまいりたいという風に思っております。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の49頁から56頁まで。第9款消防費及び第10款教育費、教育費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の55頁から58頁まで。第11款公債費及び第12款諸支出金について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 12款2項6目病院の事業補助事業についてお伺いします。これは12月にも6,000万円入っています。そして、財政安全化と運営をきちっとしていかなくちゃいけないということで入っています。今回また7,000万で、今回補正のこれにとっては非常に大きな額、私いつもしつこく言いますけれども、町長は、これどう考えてらっしゃるのかなって思っていますけど、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 12月の議会の中でも質疑やりとりをさせていただきましたけれども、現状、今回また提案でお願いしております、病院に対する繰出金の部分でございますけれども、これにつきましては、現行の町立病院が果たす役割、町民の皆様の生命、健康を守っていくという、活動の必要なための財源であるという風に受け止めているところでございます。そして、これが町民の皆様役に立っているということを議会の皆様にもご理解を賜りたいとお願いを重ねて申し上げる次第でございます。ただ、恒常的にこの負担金繰出金が病院に対して支払い、支払われ続けるのが、いがかかっていうところの議論につきましては、当然、様々なご意見があると思っております。私どもも、毎年これがもうあたかも固定経費のように、これだけ病院運営のためには必要なんだと、いうことを是としているわけではなく、少しでも改善が図られるよう、努めてまいりたいと、常日頃考えているところでございます。そして、前回12月のときのお話の質疑の中でもやりとりをさせていただきましたけれども、ではどうすればいいのかということにつきまして、ベッド数を含めてこれからの町立病院の在り方というものについて今改善策を練っているところでございますので、より良い町立病院の形がどのようなものかということにつきまして、引き続き議員の皆様からも、ご指導頂き、ご指摘、アイデアを出していただきながら、共に望ましいこの美瑛町にふさわしい病院の在り方というものを模索してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 今のお答え頂きました。とても私もそれは賛成ですね。やっぱりこう、健康を守る、生命を守っていくのが町の役割の一つでもありますので、今、町長ベッドの数とか、町立病院の在り方をこれから来年度にかけて、きっとやっていただけると思っておりますので、私もこれ、仕方がないと思っています。当然私たちの健康を守るためには必要だと思

ますけれども、このまま毎年毎年はやはり考えなくてはいけないと思っていますので、また、一層の皆さん協議をしていただきたいと思いますと思っています。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現在この今回ご提案させていただきます分につきましては、なお新型コロナウイルスの影響などがある中での病院経営の、ある意味イレギュラーな形の中でご負担をおかけする形になることをぜひご理解を賜りたいという部分もございますけれども、ご指摘のとおり、これからコロナが終了しまして、通常の業務に戻ったときに美瑛町立病院の在り方、適正な形というものにつきまして、具体的にスピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の17頁から20頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第14款国庫支出金までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 14款2項1目総務費補助金、説明欄2番の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺いたいと思います。先の定例会の一般質問でこの交付金については満額使ってますよということで、今回執行残これ執行残と言わないのかな。466万4,000円残りましたということで、これの中身がですね果たしてどのようなもので例えば、備品とかの購入があったけども必要以上に購入したら当然駄目でしょうから、いろんなご事情があって、このようになってるかと思うんですけどもその中身について伺いたいと思います。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午後1時47分)

再開宣言(午後1時49分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) ご説明させていただきます。大きなところでですね先ほど歳出のほうで、3款1目1項の住民税非課税世帯、こちらのほうに臨時給付金という形で減額で466万4,000円。こちらのほうの支出、これの財源充実に使わせていただいているのは

この科目でございますので、大きな部分でこちらのほうが減ってるよと。そしてこちらのほうは使わないことこれ100%10割充当のような形になってございますので、無駄に使わない、残したという形では考えてございません。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。実はさっき聞こうと思ってそれ、聞けなかったからここで聞かせてもらったんですけども、要はね、これ本当は非課税世帯の給付金、全部に対してこう行けば残らなかったんじゃないかと思うんですよ、私ね。対象者、恐らくその対象者、何千世帯ってというのがあって、それに対して予算がついて、それで、きちんとこれプッシュ方式だったのかちょっと定かじゃないですけども、きちんとね、申請が出てくれば執行残はゼロになったんじゃないかなと思ったんですけども、さっきね所管のところでは、ただ、もしかしたらこれ外国人なのか、どのような世帯なのか分からないんですけども、届けるべき人にお金が届かなかったということであればそれはですね、ちょっとこれ、考えなきゃならないのかなってところが、私の思いとしてあるんですよ。ただ実態としてね、何世帯ぐらいに届けなかった可能性があるのかというのがもし把握されていれば、答弁頂きたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。基本的にですね事前に調査をしているわけではございませんので、最終的に一度委託業務かけて抽出をかけてフルプッシュをできるところ、そして、また、転入される方等々も推定しながら、事業費をつくっていく経過がございますので、それに基づいてですね、基本的に抽出された方々についてはフルプッシュのような形で、実際問題は取りこぼしのないような形で支出させていただいて、予備といえますか、想定した中で、若干多くあまり、転入者の数が少なかったのかなというところでの差という形になってございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。統計的なことになるのかもしれないですけども、やはりこれ今回の7万円もそうなんですけれどもね、やはりきちんとこう漏れなく、行き渡ってほしいなという。国のほうからね要は、町の会計通過するだけだから、持ち出しも何もないわけですよ。それであればやっぱりこうきちんとですね、漏れなく届けていただきたいということもあります。これ、恐らく4、5年前からずっとこのやりとりっていうのは、課長ともさせていただいたし、別な議員もですね一生懸命何かこのもしかして前の6番議員の方かもしれないですけどね、同じようなことを言ってたかと思います。ですからやっぱりこう漏れなくちゃん

と届くようなですね、そういう気概を持ってきちんと執行していただきたいという思いがありますので、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) これまでもいろいろお話頂きましてご指導頂いてるところでございます。当然ですね、フルプッシュな形でしたらほとんど、よほど要らないよっていう方以外は、成立してお金を支給させていただいているケースでございます。それとあと、前のところだと、家計急変みたいなどの位置づけとか、あと、転入者、あと、非課税の扶養になってるならないというところで、確実にこちらで把握できるところできないところというのがございます。ですが、議員おっしゃられてるようになりますね、なるべくできる限り、情報提供して理解していただきながら、事業を進めさせていただきたいとこれからも考えてございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 17款1項1目寄附金、1ガバメントクラウドファンディング寄附金、183万6,000円。まだでした。ごめんなさい。失礼しました。次お願いします。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の19頁から24頁まで。第15款道支出金から第21款町債までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。失礼しました。17款1項1目寄附金、1の4番、ガバメントクラウドファンディング寄附金なんですけど、これ完全な目的税というか、仮駐車場整備と、もう1個ですよ。何だっけ。二つに使うはずだったんで、これどこの寄附金で積立て、基金かなんか基金に入れるというわけにも、一般財源に入れるというわけにもいかないんで、これどこに積立てていくような形になるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) この部分につきましては基金に積み立てるということではなくて先ほど歳出の中にありました、観光費の中の事業に充当するという形となります。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 観光費の中にこれを、この金額をそのままどっかどぼんと入れておくというような形なんではないか、何かこのイメージがわからないんですけども、一般財源の中につきり1回入れてそれから観光費の中に割り当てるという形になるのでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午後1時54分)

再開宣言(午後1時56分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 議案集43頁、先ほどの部分になりますけども、この中の補正額の財源内訳の特定財源がございます。この中でまず、第2目商工業振興費、330万円となっておりますがこのうち、まず100万円が先ほどのクラウドファンディングの部分が充てております。同じように、第3目の観光費、こちらも寄附金282万6,000円となっておりますが、このうち、83万6,000円と。合わせまして183万6,000円ということでそれぞれの事業の財源に充てているということになります。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。先ほど、この寄附金はここには入っていないという説明がたしかはあったと思ったんですけども、これ何か話が違ってこないんですか。ここには今回は影響していないという話、さっき答弁があったんですけども、特に、この辺は何かいかがでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午後1時57分)

再開宣言(午後1時58分)

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 先ほどの説明でそういった説明がなされたという風な認識はしていませんが、あくまでも先ほど申し上げたとおりですんで、こちらそれぞれの寄附金の中にガバメントクラウドファンディングの頂いた寄附金を充てていると。財源として充てているというそういう風にご理解を頂きたいという風に思います。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の14頁から16頁まで。第2表、繰越明許費補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の11頁から13頁まで、令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)の条文及び第1表歳入歳出補正予算について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号について、の質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を許します。議案集の59頁から63頁まで。令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算第5号の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 失礼しました。6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。今回のですね補正予定量の延長マイナス210メートル、この要因ですがもう当初、延長が690メートルということなんでおおよそ3割弱の予定量がなされなかったと。この主な要因なんですけれども、どのような要因によってこういう風になってるのか、やはりこういう上水ですね、維持管理は本当に計画的にやらなきゃいけないというのと併せて、町内においては、そういう工事業者がですね、なかなかこう今、多くあるわけではございませんので、1社に対しての業務量というのかなりこう集中する可能性もあると危惧してるところありますので、その辺りどのような要因でこのような状況になったのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) お答えいたします。議員おっしゃるとおり様々な要因があるんですけども、今回の210メートルの減ということで、1番大きいのが道道十勝岳美瑛線、道道の部分ですね100メートルほど減となっております。こちらは北海道の方の予算がつかなかったということで減となっております。それと60メートルの部分美沢18線の道路工事によるもの。こちらにつきましては、道路工事がそもそも、減少してしまったということで、そちらに合わせて水道管の布設も60メートル下がったということになります。残りの50メ

ートルですけれども旭町の水道管の布設替工事を行おうと思ってたんですが、こちらにつきましては、ちょっと業者さんの都合もありまして、不落になってしまった部分もありまして減っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 頂きました。今最後のほうで、業者さんの都合というのが、やはりですね、なかなかこう計画的にやっていくためには業者さんの協力なくしてはですね、町内業者ということで聞いたら本当に限界が出てくるということもあると思います。それで、計画的にやっぱり水道管の布設といいますかね、交換というか、管路の更新をやっていかないと、財政的な面も考えなきゃならないと思いますけどもやっぱりその業者さんをですねいかにこう何ていうんすかね。協力してもらいながら、ある意味応援していきながら、互恵関係を結んでいくと言ったらちょっと言葉いいかどうかあれですけどもね。やはりこう町内業者がしっかりやってくれないと、なかなか管路の更新進んでいかない、そういう風な思いがありますので、次年度以降もですね、水道事業戦略等も見直ししていくことになるかと思うんですけども、やはりこう計画的にやっていくことがですね、本当に求められてきてると思いますので、道道の面だとか、あとそういうこう、道路の補修が遅れたということに関しては、重要な問題、何ていうかね問題は問題かもしれないですけどただ、やはりこう業者さんが受けられないとかっていうことにならないようにですね、本当にこう、ある意味育てていくことも考えていかなきゃならないのかなという風に考えてはおります。認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 業者さんのほうの関係だったんですけども、なかなか町として何かすると言っても限界はあるんですが、定期的にはですね、建設業協会ですかとお話をさせていただきまして、その中での話としては、美瑛のライフラインは美瑛の業者さんで守っていききたいというようなお話は聞いております。なかなかそうは言っても会社の経営の部分もありますので、うまくいくかどうかというのはまた別問題なんですけど、その辺の調整をしながらですね、今後そこの調整続けていって、町としましても、必ずこの部分の工事はやらないと今後につながっていかないというようなこともありますので、出してやっていただきたい工事は、計上していくというような形で進めていきたいと思っております。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第10号についての質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑を行います。議案集の64頁から68頁まで。令和5年度美

瑛町公共下水道事業会計補正予算（第5号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 66頁の収益的収入及び支出説明欄のですね、1番下になります固定資産処分等による増ということで、今回補正額2,222万8,000円となっております。こちらの固定資産処分等による増、この内容についてですね、ちょっとご説明頂きたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） こちらの固定資産処分等による増ということで補正額2,222万8,000円のことですけれども、以前の議員協議会でも説明させていただきましたが、下水道事業のですね公営企業化に伴いまして、固定資産台帳の整理を行った際に、業者さんのほうの数値がちょっと誤りがあったということで、当初は5年度の当初にその数字を誤った形で載せたというようなことで今回、それを正すということでこの金額を補正額として上げさせていただきます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 答弁頂きました。確かに何か説明を受けたの今思い出しました。それでね、今ただこの実態の実態がないというか、要はこれは、会計上の何か見え方であって、何かを売って増えたということではないわけですよ。ですからその帳簿上でこういう風になったという理解でよろしいのか、ちょっと分かりやすく教えてください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議員おっしゃるとおり、こちらの帳簿上、固定資産の台帳の整理ということでなっておりますので、たまたまこちらの一般会計の補助金のほうから、当初、現金がないので出してもらおうというようなことになっていたんですけども、こちらのほうがそのまま下がりまして、長期前受金戻入のほうもそのまま上がったというようなことで調整しております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

議案第12号について質疑を行います。議案集の69頁及び70頁、令和5年度美瑛町水力

発電事業会計補正予算（第3号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑を行います。議案集の71頁から76頁まで、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。これで議案第9号から議案第13号までの5案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第9号についての討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号についての討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第13号についての討論を終わります。

これから日程第13、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算（第5号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。次に、日程第15、議案第11号の件を採決します。

議案第11号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第5号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第3号）についての件を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第13号の件を採決します。議案第13号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（野村祐司議員） 日程第18、議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求め、求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第24号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は78頁から81頁までになります。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は、辺地対策事業債活用事業のうち、美沢白金辺地について、事業内容等が追加となる部分について計画を変更するものです。変更内容は、辺地債の活用を見込み、観光地域である白金地区において、観光センターをネイチャーセンターとして活用するよう施設の改修事業を追加するもので、北海道との協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものです。

初めに議案を朗読し、その後、計画書の変更内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、79頁から81頁までの新旧対照表によりご説明いたします。令和4年第4回定例会において議決を頂いた美沢白金辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、2、公共的施設の整備を必要とする事情の観光またはレクリエーションに関する施設に観光地である白金地区において、白金温泉街の中心に位置している観光センターをネイチャーセンターとして活用するよう施設の改修工事を実施するを追加するものです。

80頁になります。3、公共的施設の整備計画です。観光センター改修事業を追加し、変更後の合計の事業費を4億2,118万8,000円。財源内訳は、特定財源を1億9,024万2,000円、一般財源を2億3,094万6,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を2億3,080万円とするものです。

81頁の3、公共的施設の整備計画内訳のご説明は省略いたします。以上で議案第24号のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。議案集の78頁から81頁まで。議案本文及び総合整備計画書についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第24号の件を採決します。議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第24号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号 美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（野村祐司議員） 日程第19、議案第25号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長 観音 太郎君 登壇）

○まちづくり推進課長（観音太郎君） 議案第25号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集の82頁から83頁になります。

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画について、国が定める過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、令和3年度から令和7年度までの5年間で実施計画された事業の一部を変更させていただきたく、議会の議決を求めるものです。

それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

変更する内容につきましては、83頁の別紙新旧対照表になります。変更後の事業内容についてのみ申し上げます。(3)計画の事業計画表中、持続的発展施策、区分6の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の欄に1事業を追加します。事業名(施設名)、(4)介護老人保健施設、事業内容、地域密着型介護老人福祉施設大規模修繕事業、事業主体、美瑛慈光会。以上となります。これで議案第25号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案集の82頁及び83頁。議案本文及び市町村計画書についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第25号の件を採決いたします。議案第25号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長(野村祐司議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会をいたします。

散会挨拶

○議長(野村祐司議員) 閉会に当たりご挨拶を申し上げます。早朝からのご審議、本当にありがとうございました。明日は町長、教育長の施政方針演説で、美瑛町の進路が示されるところ

でございます。継続して、慎重な審議をお願いいたし、閉会の挨拶といたします。本日は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 17 分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年6月4日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 興 柁 勝 也

議員 坂 田 昌 則